



集中豪雨等の災害に思う

公益財団法人日本植物調節剤研究協会 理事
関東支部長

大嶋 保夫

我が家の前の堤防は高校生の通学路，生活道路，サイクリングロードとして利用する人が多い。毎年2回草刈りをするが，すぐに雑草に覆われてしまうので，通るのに難儀している。緑地管理用の除草剤，抑草剤の使用場面は一般家庭から鉄道，道路側面まで広範囲である。様々な場面で効率的に使用するため，使用者は有効な使用方法を探っている。植調協会は平成19年（2007年）から毎年，現地検討会も含めた緑地管理に関わる研究会を開催し，身の回りの雑草管理についても，情報の共有化を図っている。

高速道路ではのり面・中央分離帯・サービスエリアの緑地，電力会社では広大な施設内や送電鉄塔敷地において，施設維持のために年数回の機械除草が行われている。しかし近年は管理経費の削減，人件費の高騰により，従来同様の維持管理が困難になっている。また，高速道路では刈取り作業自体が危険を伴う。そこで省力的，効率的，低コストの雑草管理方法として除草剤，抑草剤を活用した機械除草の回数を減らす現地試験がなされている。

河川堤防は，河川及び流域の治水安全度を確保する上で最も重要な施設であり，異常の有無の点検をするため定期的に除草している。国土交通省では直轄河川堤防において以前は除草剤を使用した管理も行っていたが，ゴルフ場における農薬使用が世間の注目を集めていた平成2年に事務連絡「農薬の使用に関する河川の維持管理について」が出されたのをうけ，原則的に上水道取水口の上流区域で除草剤を使用することを取り止めている。除草剤使用禁止を理由に当初は機械除草の回数が3～5回に増加したが，現在は経費節減のため年2回の機械除草と1回の集草を基本に雑草防除を実施している。しかしこの除草回数の減少によって，雑草の繁茂による河川巡視や堤防点検への支障，カラシナ類の繁茂による堤体の弱体化等の問題が顕著になってきた。そこで現状の維持管理予算以内で，効率的かつ適切な堤防植生管理を行う

ために，抑草剤（植物成長調整剤）等を活用した雑草管理手法を検討している。

家の周りの雑草管理は狭ければ軽度の運動として手取り除草でよいが，広くなると重労働である。機械除草もよいが，ある程度の熟練を要し，年寄りには危険が伴う。また住宅地に隣接している畑などでは，休日の草払い機の騒音は気兼ねする。一方，除草剤による雑草防除は人為的に枯れた草がいつまでも残るので，見た目が悪くて嫌われる。また安全面などからの除草剤への拒否反応が残っている。

我が国において除草剤が本格的に普及し始めたのは1950年代に入ってからである。初期の1950～1960年代に開発・普及された剤には人畜への健康被害や魚毒性の強いものがあった。また残留性が高く，地下水中で検出される事例が見られた。それから半世紀，メーカーをはじめ関係者が一丸となって，厳格な安全性基準と環境基準をクリアすることを最優先した安全で，除草効果が高く，環境に配慮した除草剤の開発に努めてきた。現在，除草剤が市場に出るためには農薬登録を必要とするが，安全性の証明は必須の条件である。

高度成長期以降に整備した高速道路等の劣化に対する国民の不安が高まっている。また近年は集中豪雨等の災害が頻繁に発生するようになり，特に今年は各地で著しい被害をもたらしている。被害の発生を少なくするには日頃から災害に対する備えが必要であり，施設を常時点検し，適切な補修・修繕は欠かせない。そうすると維持管理予算の中で大きなウェートを占める雑草管理は効率的に低コストで行い，削減した費用はインフラの質の向上に充てるべきであろう。緑地の雑草防除の目的は多様なので，それぞれの場面で有効な方法を現場の状況に即して検討する必要がある。除草剤・抑草剤は必要な場面に限って，農薬登録の範囲で適切に使用し，その一役を担ってほしい。今も残る半世紀前の悪いイメージは払拭したい。